

ふくちやま

Fukuchiyama city Public Relations

—12月4日から12月10日は人権週間です—



— 人類と疫病の歴史から、生き方を考える —



目次

- P2 コロナ禍の人権／人権擁護委員の活動
- P3 DVについて／人権講演会
- P4 認知症サポーターについて
- P5 あいサポート企業・団体になりませんか？
- P6 体罰によらない子育てと
- P7 人権施設ってどんなところ？
- P8 SNS上のコミュニケーションを考えよう
- P9 福知山市障害者青年学級について
- P10 多様性を受け入れる地域をめざして
- P11 身元調査お断り運動

コロナ禍では、正しい情報だけでなく、憶測・デマが飛び交いました。見えない恐怖の存在に對して、身を守ろうと排除することは時に偏見や差別に繋がります。

世界的に大流行した新型コロナウイルスですが、人類と疫病の戦いは古来より続いてきました。天然痘、結核、コレラ、はしか、インフルエンザ：人々はどのように生きてきたのでしょうか。

医学が発達していなかった古代の日本では、見えない存在だった疫病は、時に「鬼」の姿をとってあらわれたとされています。

日本の鬼の交流博物館では「鬼と疫病」をテーマにした特別展が12月20日まで開催されています。疫病をどのように捉え、向き合ってきたのか。疫病に悩まされてきた人々の歴史を振り返ることで、コロナ禍を生きるヒントが見つかるかもしれません。

“新型コロナウイルス” いつ感染しても不思議ではありません 誰が感染したとしても、 みんなが笑顔で暮らせるように

新型コロナウイルス“COVID-19”は、これまでの通勤や通学、自由な外出などを制限し、行動を自粛せざるを得ない状況を生み出し、私たちの日常に大きな影響を与えました。現在は、3密（密閉・密集・密接）の回避や、手洗い・消毒・マスクの着用など感染予防の対策が定着しましたが、今もなお感染は続いています。

コロナ禍と言われる状況の中で、感染者やその家族、医療従事者などに対する差別や偏見が生まれ、多くの人が傷付いたりつらい思いをすることになりました。

誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがあるなか、たとえ感染しても地域のなかで笑顔の暮らしを取り戻せることが大切です。

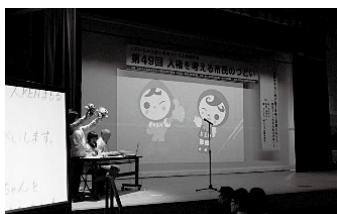
感染された方やその家族、医療従事者などが、笑顔で受け入れられるような思いやりがあり暮らしやすい社会をめざしましょう。



人権の花運動



人権教室



人権講演会での発表

人権相談の日程などのお問合せは人権推進室へ
(TEL 24-7021・FAX 23-6537)

(1) 人権相談
面談、電話による人権に関する相談への対応や子どもの人権SOSミニレター事業を行っています。

活動内容

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、全国の各市町村で活動を行う民間ボランティアです。おもな業務として、市民の皆さんから人権相談を受けたり、人権についての啓発活動を行ったりしています。現在、福知山人権擁護委員協議会では27名の人権擁護委員が積極的な活動を行っています。

(3) 人権啓発

人権の大切さを多くの方に知っていただき、また、考えていただくために、さまざまな活動を行っています。

私たちは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で相談業務を行っています。



人権擁護委員とは？

人権擁護委員活動紹介

(2) 人権侵害の被害者救済

人権擁護委員は、あなたの心に寄り添います



人権的観点から持続可能な開発目標 (SDGs) について考えてみましょう

SDGsは17の目標によって構成されています。そのなかの2つを紹介します。

SDGsの目標5には「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられています。この目標は、性別による差別がない未来をめざすものであり、目標の達成には女性に対する暴力の根絶が欠かせません。その一つであるドメスティック・バイオレンス (DV) は、ジェンダーに基づく社会的・構造的な問題が背景となっています。



～あなたとパートナーとの関係は？チェックしてみましょう～

- 相手を怖いと思う
- 相手の期待通りに行動しなければ、悪いことが起こると考えてしまう
- 相手の機嫌が気になり、理不尽だと感じて我慢する
- 相手の機嫌が悪いのは自分のせいだと思ってしまう
- 相手は友達や家族の前であなたをパカにするようなことを言う
- 相手は自分にうまくいかないことがあるとあなたに原因があると言う
- 相手はあなたを傷つけるようなことをした後、人が変わったように優しくなる
- 相手はあなたが性行為に応じるのが当然だと思っている



チェックが複数ある場合、あなたは相手にコントロールされている可能性があります

「私にも悪いところがある」と思っていないか？相手はさまざまな暴力を複合させ、あなたをコントロールしているかもしれません。パートナーとの関係に悩んでいたら、一人で抱えず相談してください。

人権推進室では専門カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談も実施しています。

■人権推進室 (TEL 24-7022・FAX 23-6537)

SDGsの目標16には「平和と公正をすべての人に」と掲げられています。目標16達成のためには、誰一人差別されることなく、災害や紛争に苦しむことなく、安全で安心な生活を送り、公正な立場で助けあうことが必要です。



戦後75周年を迎えた今年、世界の平和を考えるため、**人にいちばん近いまちづくりリモート人権講演会**を開催します。

- と き／令和2年12月3日 (木) 午後7時から
- ところ／福知山市民ホール ハピネスふくちやま4階 (内記三丁目) 人権ふれあいセンター (堀会館／南佳屋野会館／下六人部会館)
- テーマ／「今、平和への思いをひろげよう～戦後75周年に考える～」
- 講師／^{おにまる}鬼丸 ^{まさや}昌也さん (リモート登壇) (認定NPO法人テラ・ルネッサンス 理事・創設者)
- 進行／^{くりた}栗田 ^{よしのり}佳典さん (市民ホール登壇) (認定NPO法人テラ・ルネッサンス啓発事業部 講演受付・支援連携担当)
- 定員／先着150人 (人権ふれあいセンターは先着各15人)
- 入場料／無料
- その他／市民ホールのみ、保育ルーム・要約筆記・手話通訳・磁気ループ・赤外線補聴システムを準備しています。



鬼丸昌也さん 栗田佳典さん

■人権推進室 (TEL 24-7021・FAX 23-6537)

持続可能な社会に向けて自分にできることは何か考えてみませんか？



共に幸せを生きるをえあいの地域をめざして

認知症サポーターとして、認知症の人やその家族をささえる



福知山市では、認知症を正しく理解し、適切に対応できる環境づくりを行い、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちにするために、認知症サポーター養成講座を実施しています。

認知症は誰もが関わる身近な病気です。認知症になると、自分ひとりでの生活に支障がでてくることが多くなります。周囲の人が認知症を正しく理解して対応することにより穏やかな生活を送ることも可能です。みなさんで認知症の人や家族を支える地域をつくっていきましょう。

認知症サポーターとは

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをするサポーターです。認知症サポーター養成講座を受講していただいた人には、認知症サポーターの証であるオレンジリングをお渡しします。

認知症サポーター養成講座

「認知症とは何か」「認知症の人にどのように接したら良いのか」「認知症の人とその家族の気持ちについて」といったことを学ぶ講座です。所要時間は約90分間、講師は認知症サポーター養成講座実施のための研修を受けたキャバネイトが務めます。今年度の認知症サポーター養成講座は、市内9か所に設置されている地域包括支援センターが各地域で開催します。開催日・開催場所は各地域包括支援センターにお問い合わせください。

- 南陵地域包括支援センター
TEL 24-7073・FAX 22-9073
- 夜久野地域包括支援センター
TEL 37-1108・FAX 37-5002
- 川口地域包括支援センター
TEL・FAX 45-3904
- 成和地域包括支援センター
TEL・FAX 45-3906

大江地域包括支援センター

TEL 56-1106・FAX 56-2018

六人部地域包括支援センター

TEL・FAX 45-3905

三和地域包括支援センター

TEL 58-3010・FAX 58-3013

日新地域包括支援センター

TEL 45-3227・FAX 45-3073

桃映地域包括支援センター

TEL 22-2126・FAX 22-2353

認知症サポーター養成講座受講者数

福知山市

5,498人
(令和2年8月末時点)

全国

12,684,679人
(令和2年6月30日時点)

サポーターに期待されること

- ① 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
- ② 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。

認知症サポーターステップアップ講座について

今年度は、これまでに認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、さらに知識・技能を習得するため、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。受講された方には「オレンジサポーター」として、地域で活動していただきます。

■ステップアップ講座に関する問合せ先
六人部地域包括支援センター
TEL・FAX 45-3905

高齢者福祉課

(TEL 24-7073・FAX 22-9073)

- ③ 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
- ④ 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。
- ⑤ まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。

SUPPORTER

あいサポート企業・団体になりませんか？

障害を知り、共に幸せを生きる、地域共生社会をめざして



あいサポーターとは

多様な障害の特性を知り、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、日常で障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践していく人たちのことです。

あいサポート運動とは

「あいサポーター」の活動を通じて、障害のある人が暮らしやすい社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。平成21年11月に鳥取県で始まり、本市では、平成30年5月に鳥取県と

「あいサポート運動」協定締結式



平成30年5月の鳥取県との協定締結式の様子

あいサポート企業・団体とは

「あいサポーター」の普及等に積極的に取り組んでいただける企業や企業以外の法人、事業所その他規約及び代表者を定めた団体です。

協定を締結し、あいサポート運動に取り組んでいます。

あいサポート企業・団体になるには??

Step 1 あいサポーターになりましょう！

まず、市が実施するあいサポート研修を受講し、「あいサポーター」になりましょう。研修では、DVD視聴により多様な障害について学び、簡単な手話の講座も実施します。

Step 2 企業としての取り組みを継続して行います

たとえば・・・

- ☆あいサポートバッジを着用する
- ☆社員等にあいサポーター研修受講を推奨する
- ☆事業所や店舗等にステッカーを掲示する
- ☆独自に障害理解に関する研修会を実施する

Step 3 「あいサポート企業・団体」の認定申請をします

企業・団体として障害の理解啓発に関する取り組みを継続して実施する企業を「あいサポート企業・団体」として認定します。

認定された企業・団体を応援します！

認定証の交付や市のホームページに認定企業・団体として掲載をします。また、あいサポート運動関連グッズの支給や啓発等に関する情報も提供します。あいサポーター研修は随時実施していますので、まずはご相談ください。



共に暮らしやすい社会の実現をめざして

コロナ禍でマスクは必需品となっています。しかし、聴覚障害のある人のなかには、顔の表情や口の動きを読み取ってコミュニケーションをとる人もいます。聞こえない、聞こえにくい人にとっては、マスクが障壁になっていることもあります。

「マスク」「非接触」が推進されていますが、そのことで日常生活に困難が生じている人もいます。メモに書いて伝える、透明マスクを使う、クリアパーテーションを使う、距離をとってマスクを外すなど、状況に応じたちょっとした配慮を心がけたいですね！

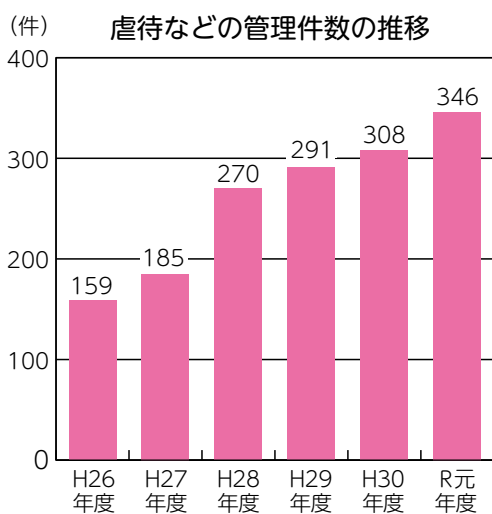
障害者福祉課
TEL 24-7017
FAX 24-9073

体罰等によらない子育てを広めましょう

全ての子どもは健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利をもっています。保護者だからといって子どもを身体的・精神的に傷つけることは許されません。正しい知識を身につけて体罰によらない子育てを広めましょう。

福知山市の児童虐待の現状

本市で児童虐待または支援が必要なケースとして福知山市要保護児童対策地域協議会で管理した件数は、令和元年度で346件となっています。相談体制の充実や関係機関との連携によって問題を把握することに力を入れてきた結果とも考えられますが、虐待ケース（疑いを含む）は年々増加しています。



しつけと体罰のちがい

令和2年4月に改正された「児童虐待の防

止等に関する法律」では、子どものしつけに際して体罰等をくわえてはならないことが明記されました。

体罰等を受けた子どもは、体への直接的な傷害を受けるだけでなく、「集中できない」「我慢ができない」「約束を守れない」などの行動問題のリスクが高まることがわかっています。

体罰等にたよって、子どもの行動を保護者の思いどおりにさせても、それは子どもが自分で考えて行動したのではなく、恐怖感から従っただけなのです。

しつけ…：子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートすること

体罰…：しつけの目的であっても、子どもの心身に対して何らかの苦痛や不快感を与えること

体罰等によらない子育てのために

体罰等をしてしまう背景にはさまざまな悩みや苦しみがあります。「いくら言ってもわかってくれない」「疲れ・ストレスでイライラしている」「自分もそうやって育てられた」「周りに相談したり頼れる人がいない」…。いけないとわかっていても感情がおさえられないこともあるでしょう。温かい親子関係をお互いが望んでいるはずなのに…。

次の「体罰等によらない子育てのためのポイント」を参考にしてみてくださいいかがでしょうか。

体罰等によらない子育てのためのポイント

- ① 一方的に指示せず、気持ちを聞き、一緒に考えましょう。
- ② 成長・発達の段階にあった対応をしましょう。
- ③ わかりやすく具体的に、肯定的に話しましょう。
- ④ 保護者がお手本をみせましょう。
- ⑤ できたらしっかりとほめましょう。

子育ては、保護者だけでなく、ほかの人たちの力を借りたほうがうまくいくこともたくさんあります。何か困ったことがあれば支援サービスや子育て総合相談窓口を利用してみてください。

また、あなたのお近くに子育て中の方がおられるなら、その人が孤立しないようにぜひサポートしてください。

子育ての相談は

「子育て総合相談窓口」
(子ども政策室)へ!

子育てに関わるあらゆる相談に対応します。

TEL 24-7055 FAX 23-7011

窓口へ行く時間がない、
電話で説明しづらい…という方は、

ラインで相談もできます!

「福知山市公式LINE」メニューから
「子育て」→「何でも相談」をタップ!



人権施設ってどんなところ？



人権ふれあいセンター

人権ふれあいセンターは「福祉と人権の拠点施設」として、人と人とのつながりを大切に、偏見や差別のないふるさと福知山をつくるため、年間を通してさまざまな事業を実施しています。

人権ふれあいセンターの主な事業としては、

- 教養・文化教室
 - 人権啓発事業
 - 交流事業
- を実施しています。



人権ふれあいセンターの事業の様子



市内にお住まいの方なら、どなたでもご参加いただけます。内容・開催日は人権ふれあいセンターによって異なります。詳しい内容・申込方法については各人権ふれあいセンターへお問い合わせください。

●開館時間

月曜日・金曜日

午前9時～午後5時45分

(土曜日・日曜日・祝日、

12月29日～1月3日は休館)

※さわやか館・きらめき館は

午前9時～午後4時45分

施設名	電話
下六人部会館	27-0194
南佳屋野会館	27-6009
堀会館	23-3927
きらめき館	37-1311
さわやか館	38-0328

■人権推進室

(TEL 24-7021・FAX 23-6537)

児童館・児童センター

- ・児童館・児童センターでは、差別を許さず、人を大切にできる人材の育成
- ・地域のみなさん参加の人権のまちづくりの推進
- ・児童虐待や男女共同参画の視点から、子育てを支援

などの取組に重点をおき、豊かな感性を身につけるため、各児童館・児童センターの特色を活かしながらさまざまな活動に取り組んでいます。

ぜひお気軽にお立ち寄りください!

●開館時間

火曜日～土曜日

午前10時～午後6時

(日曜日・月曜日・祝日は休館)

※南有路児童館は午後1時～午後6時(休館日は同じ)



児童館の事業の様子

福知山市には9つの児童館・児童センターがあります。

児童館・児童センター	電話	児童館・児童センター	電話
堀児童館	23-5973	庵我児童館	23-7309
前田児童館	27-6711	菟原児童館	58-4366
南佳屋野児童館	27-5260	額田児童館	37-1217
丘児童センター	23-3549	南有路児童館	57-0612
下六人部児童センター	27-3299		

■子ども政策室

(TEL 24-7055・FAX 23-7011)

ネット・SNS時代の より良いコミュニケーションを考えよう



小学校や中学校ではスマートフォン、タブレットなど、インターネットにつながっている情報端末機器を利用している子どもたちが増えています。また、昨年度末からの休校期間等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもたちがネット利用にさらに長い時間を割いている様子も見られます。

SNSやインターネットは、知りたい情報を誰でも手軽に入手でき、自己表現のツールとして利用できたり、さまざまな人と気軽にコミュニケーションがとれたり、子どもの生活に豊かさや利便性を与えています。これからの社会においてなくてはならないものであり、多くの利点があります。一方で、SNSやゲームなどへの依存による生活習慣の乱れや学習の遅れ、意欲の低下、SNSによるさまざまなトラブルやいじめなどの人権侵害の増加等、ネット時代の子どもたちを取り巻く状況への不安も大きくなっています。

また、SNS、ネットの社会はとても速いスピードで進化・変化しています。新しい情報や状況を的確につかみ、よりよい利用方法を身につけたり、正しく判断したりできるように、学び、考えていくことが大切です。

福知山市教育委員会では、平成28年度から保護者・児童向けに「ネットトラブルストップ講座」

を実施しています。平成30年度までに、すべての小学校で実施、昨年度からは中学校での実施もスタートしました。ネットに潜む危険性や、トラブルを未然に防ぐための正しい使い方を子どもと大人がいっしょに学ぶ機会になっています。

自分を守るためにできることの一例

- ☆よく使うSNSのプライバシー設定
 - ・アカウントの公開、非公開
 - ・自分の投稿を読める人の範囲設定
- ☆一人で悩まず相談
 - ・保護者や先生などの身近な大人
 - ・法務省「インターネット人権相談窓口」などの公的窓口

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、オンライン学習やリモートワークなど、ネットの利点を実感される一方で、感染者らへの偏見や差別があらたな人権問題となっています。子どもたちをさまざまなトラブルから守るとともに、差別を許さず、すべての人が共に幸せを生きていくことができるまちづくりを進めることが大切です。そのため、私たち大人も現状や正しい知識を学び、ネットを利用する際のルールやモラルを守り、人権意識を高め、子どもたちといっしょに考えていきましょう。

就学援助制度について

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な市立小学校・中学校または府立中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品や給食費などの経費を援助するものです。援助の対象となる方は、

- ① 申請時、生活保護を受けている方
- ② 現在、同一生計の所得者全員の市民税が、非課税または減免される等の措置を受けている方
- ③ 同一生計の世帯全員の年間合計所得額が基準額以下である方
(6月以降の申請はH31(R1)年中の所得で審査します)

等の条件にあたる方となります。
※詳しくは福知山市教育委員会のHPをご覧ください
ただ、か、在学中の学校または学校教育課までお問い合わせください。

失業等のために経済状況が令和2年以降に大きく変わった方も対象となる場合があります。
また、年度途中も随時受け付けています。
援助を希望される方は在学中の小・中学校で申請書を受け取っていただき、学校へ提出してください。

学校教育課

(TEL 24-7040・FAX 24-4880)

「福知山市障害者青年学級」活動紹介

「福知山市障害者青年学級」とは

障害のある人の多くは、自らの障害と向き合いながら、仕事や生活の中でそれぞれの毎日を送っています。そのため、友人との語らいや共に学ぶ機会が大変少ない状況にあります。

そこで、教育委員会生涯学習課では、障害のある人に主体的な学習活動の場を提供し、その活動の中から自らが明日への展望を見出すことや仲間づくりの場とすることを目的として、障害者青年学級を開設しています。

現在、学級活動に参加しているのは約40人です。多忙な方も多く、毎回出席できない方もいますが、どの学級生も青年学級の日を大変楽しみにしています。

例年は、年間7回程度、スポーツ

や物づくりなどの体験講座、調理実習、市外への社会見学や宿泊体験などを行っています。また、綾部市の学級生との交流会や、京都北部の学級生と交流する機会もあります。

年度初めに開講式を行い、学級生みんなが活動内容を話し合っ

て決めます。学級活動の中で一番人気のあるものは、社会見学と宿泊体験です。昨年度は10月に予定していましたが、台風で中止となり、実施時期を延期して2月に京都新聞社と京都タワーの見学に行きました。展望台から京都のまちを360度眺めて、仲間とともに見聞を広め、大変充実した社会見学となりました。

今年度は、新型コロナウイルス禍でいつもどおりの活動ができていませんが、6月に開講式を行い、今後については、10月に都市緑化植物園での寄せ

植え体験や見学、その他新型コロナウイルス感染症拡大に考慮しながら楽しい活動ができるよう、学級生と知恵を絞って計画しています。

青年学級に参加してみませんか

福知山市障害者青年学級では、障害のある人が生き生きと暮らせる社会をめざして、また、障害のある人への理解を広め、障害の有無に関わらず誰もが安心して生活することができる地域づくりを進めるため、さまざまな学級活動を行っています。あなたも仲間と一緒に学級活動に参加してみませんか。一緒に活動する新しい仲間をいつでもお待ちしております。

生涯学習課

(TEL 24・7064・FAX 24・4880)



一年を振り返って



Tシャツの絞り染め体験の様子

Tシャツの絞り染め体験の時、きれいをむらさき色の水の中に入れてきれをにじまして作りました。こんな体験をしたのは初めてでした。

(令和元年度学級生

思い出文集より)

多様性を受け入れる地域をめざして移住者を温かく迎えましょう

移住希望者の多様化

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、地方移住への関心が高まる中、福知山市においても、以前にもまして移住相談を受けるようになっていきます。

空き家の内覧では、外国人も含めてさまざまな地域から来ていただいています。これを機に、多様な人を受け入れる地域にするために、受け入れる地域側はどのような点に配慮すべきか考えてみましょう。

思いこみの事例

- 〇〇の国の人、マナーが悪い。
- 単身で田舎に引っ越してくるなんて何か事情があるのではないか。
- 都会の人が田舎のしきたりを理解できるのだろうか。

それって思いこみでは

地域に新しい移住者がやってくるとなると、初めは誰もが気になります。根拠のない噂から知らぬ間に「この人はこんな人だ」と決めつけてしまっていないですか。

日常生活でも同じですが、実際に会って接してみたら印象がガラリと変わるということはよくあることです。

まちづくり推進課では、移住相談や空き家の内覧時に各自治会の概要についてご案内し、積極的に地域活動に参加いただくように説明をしています。

まずは、自分から進んで声をかけてみてください。そして、地域の行事や活動に積極的に誘ってみてください。お互いを理解することが多様性を受け入れる地域づくりへの第一歩です。

やさしい日本語を使おう

福知山市にも、外国からの移住者や技能実習生として生活している人がいます。そのような方と接する際、外国語がわからないからとコミュニケーションをためらってはいませんか。意外かもしれませんが、日本に住む外国人は日本語が通じる場合もあります。そのような時に役に立つのが「やさしい日本語」です。

「やさしい日本語」とは誰にでも理解しやすい日本語として、阪神・淡路大震災をきっかけに考え出されました。現在、「やさしい日本語」は外国人とのコミュニケーションツールとして使われているだけでなく、福祉、保育、教育現場など、幅広い分野で使われています。難しく考える必要はなく、ポイントをつかめば誰でも「やさしい日本語」を使うことができます。

みなさんもぜひ外国から来ている人に、「やさしい日本語」で話しかけてみてください。

「やさしい日本語」のポイント(一部)

- ① 難しい言葉避け、簡単な言葉を使う。(例)×徒歩で → ○歩いて
- ② 1文を短くする。おおむね20文字程度にまとめる。
- ③ 災害時やニュースで使われる用語はそのまま使用する。
(例) 特別警報
- ④ 擬音語・擬態語はなるべく使わない。
- ⑤ ローマ字は使わない。漢字にふりがなをつける。
- ⑥ 二重否定は使わない。
(例) ×使えないことはない → ○使うことができる



まちづくり推進課
(TEL 24-9174・FAX 23-6537)

身元調査お断り運動

～ 身元調査をなくしていくために ～

身元調査（聞き合わせ）とは、個人に関わる情報を、本人から直接聞くのではなく、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して調べることをいいます。

身元調査をすることは、個人の知られたくないことまで調べられるというプライバシーの侵害だけでなく、人権を侵害し差別を助長するものであることを認識しましょう。

自分は差別行為を行っていないつもりでも、その発言や行動が人を傷つけていることがあります。

不確かな情報によって間違った噂話が広まり、当事者（本人）を傷つけてしまうかもしれません。不確かな情報を広めることはしてはいけません。

身元調査をしない・させない・見逃さない人になりましょう。



「事前登録型本人通知制度」に登録しましょう!

事前登録型本人通知制度は、住民票や戸籍の不正取得や特定の人物による権限の悪用を抑制し、市民のみなさんのプライバシーを守るものです。福知山市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで第三者などの本人以外に戸籍や住民票の写しなどが交付されたときに、交付したことを登録者本人へ通知する制度です。戸籍や住民票の不正取得を早期に発見することができます。

登録する時

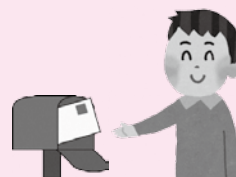
- 受付窓口
市民課、各支所、各児童館、各人権ふれあいセンター
- お持ちいただくもの
運転免許証など本人確認できるもの

登録した後（本人以外に住民票などを交付したときは）

本人以外に住民票などを交付



交付したことを登録者本人へ通知



※この制度は、交付されたことを通知するもので、交付請求者の名前、住所は通知しません。また交付を差し止めるものではありません。

多くの方に登録していただくことで、不正取得による個人の権利侵害防止や個人情報の不正請求の抑止力の強化につながります。

←次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。

■問合せ：市民課（TEL24-7014・FAX23-6537） 人権推進室（TEL24-7021・FAX23-6537）

本人通知制度登録申請書

年 月 日

（あて先）福知山市長

窓口に来た人 （申込者）	住所	〒 _____ （福知山市）		
	氏名	フリガナ		
	連絡先	自宅・携帯 _____		
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人			

福知山市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者①	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者②	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者③	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者④	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）。ただし、同一世帯又は同一戸籍に属する者の登録申請をする場合、氏名欄に本人の自署があれば委任状の添付は不要です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

本人確認	1	免・住・個・旅・身・療・在・外・その他（ _____ ）			3		権限確認
	2	保・年・社・学・その他（ _____ ）			番号		戸・後・委
受付	名簿登録	処理日	登録日	審査	決裁		
		/	/				

キ
リ
ト
リ